

欧州刑事施設規則（2020年改訂版）（2・完）

九州刑事政策研究会（訳）

大谷，彬矩
信州大学先鋭領域融合研究群社会基盤研究所：助教

<https://doi.org/10.15017/7153211>

出版情報：法政研究. 90 (2), pp.239-268, 2023-10-06. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



欧州刑事施設規則（2020年改訂版）（2・完）

九州刑事政策研究会（訳）

第1部 基本原則

第2部 拘禁条件

（以上本誌89巻4号）

第3部 健康（39～48.2）

健康管理

健康管理の組織

医師及びその他の医療従事者

総合診療医の義務

健康管理対策

精神保健

その他の事柄

第4部 秩序（49～70.13）

一般的原则

保安措置

安全

特別の高度保安・安全措置

分離

検査と制限

犯罪行為

規律と懲罰

二重処罰の禁止

有形力の行使

拘束具

武器

要求と不服申立て

第5部 管理及び職員（71～91）

公務としての刑事施設労働

刑事施設職員の選任

刑事施設職員の研修

刑事施設管理

専門職

公衆への配慮

研究及び評価

第6部 視察及び監視（92～93.7）

視察

独立の監視

第7部 未決拘禁者（94.1～101）

未決拘禁者の地位

未決拘禁者への対応

収容

衣類

法律相談

外部との接触

作業

受刑者処遇の利用

第8部 受刑者（102.1～107.5）

行刑の目的

行刑の遂行

受刑者拘禁の組織的側面

受刑者の作業

受刑者の教育

受刑者の釈放

第9部 本規則の更新（108）

（以上本号）

はしがき

本資料は、2006年1月11日に開催された閣僚代理会議において、閣僚委員会によって採択され、2020年7月1日に開催された第1380回閣僚代理会議にて、閣僚委員会によって改訂および修正された「欧州刑事施設に関する加盟国閣僚委員会の勧告」（以下、「2020年改訂版」と記す）を訳出したものである。本号では、その後半部分に当たる第3～9部を掲載している。⁽¹⁾

2020年改訂版における2006年の欧州刑事施設規則（以下、「2006年規則」と記す）からの変更点については、微細な変更に留まるものを除き、訳注において記載している。

（大谷 彬矩）

第3部 健康

健康管理

39. 刑事執行機関は、その委ねられた被拘禁者すべての健康を保護するものとする。

健康管理の組織

40.1 刑事施設の医療部門は、地域の又は国の保健衛生部門と密接な協働関係を構築するものとする。

40.2 刑事施設の保健衛生は、国の保健衛生に組み込まれ、かつこれに相応するものとする。

40.3 被拘禁者は、その法的地位とは関係なく、当該国の公共医療を利用できるも

（1） 欧州刑事施設規則が改訂されるまでの経緯と、主な変更点については、本誌89巻4号（2023年）131-159頁を参照。

のとする。

40.4 刑事施設の医療部門は、被拘禁者が罹患しているかもしれない身体又は精神疾患を発見し、治療するものとする。

40.5 この目的を達成するために、被拘禁者には、必要とされる医学、外科学及び精神医学の施設すべてが刑事施設外部でも用立てられるものとする。

医師及びその他の医療従事者

41.1 いかなる刑事施設にも少なくとも一人の総合診療医がいるものとする。

41.2 この医師を緊急の場合にいつでも遅滞無く利用できる措置がとられるものとする。

41.3 刑事施設が常勤の医師を雇用できないとき、非常勤の医師が定期的に刑事施設を訪問するものとする。

41.4 いかなる刑事施設も健康管理の分野において適切な訓練を受けた職員を揃えるものとする。

41.5 資格を有する歯科医師及び検眼士による手当てはいかなる被拘禁者にも利用できるものとする。

総合診療医の義務

42.1 総合診療医又はこの者につけられている看護師は、収容開始後できる限り早い時期に被拘禁者すべてを診察するものとする。但し、診察が明らかに不要であるときはこの限りではない。

42.2 医師又はこの者につけられている看護師は、被拘禁者を釈放時にその要求に応じて又は必要なときにはいつでも診察するものとする。

42.3 被拘禁者の診察に当たっては、医師又はこの者につけられた看護師は次の点に特別の注意を払うものとする。

- a. 医療上の守秘義務を遵守すること、
- b. 身体又は精神疾患の認定、及び、その治療とそれまでの治療継続のために必要な措置をすべてとること、
- c. 被拘禁者に暴行が加えられたかもしれないことを示すいかなる兆候も文書に記録し、管轄官庁に報告すること、
- d. 薬物、医薬品又はアルコール飲料の使用から生ずる禁断症状を治療すること、
- e. 自由の剥奪から生ずる心理的及びその他のストレスを同定すること、
- f. 潜伏期にある伝染病の疑いのある被拘禁者に必要な治療と隔離をすること、
- g. ヒト免疫不全ウイルス保因者はそれだけの理由からは隔離されないことを保障すること、
- h. 釈放後の再適応の妨げになりかねない身体又は精神の障害を同定すること、
- i. 被拘禁者の労働と運動能力を同定すること、
- j. 被拘禁者の同意がある限り、刑事施設外部の施設と釈放後に必要な医療及び精神医学的治療の継続に関する協定を結ぶこと。

43.1 医師は被拘禁者の身体的、精神的健康の管理に気を配るものとする。医師は、刑事施設外部の健康管理基準と合致する条件と頻度で、疾病又は傷害を訴える被拘禁者すべてを、及び、特別の注意を向けられるいかなる被拘禁者も診察するものとする。

43.2 医師又はこの者につけられた看護師は単独室拘禁の状況にある被拘禁者の健康に格別の注意を払うものとする。医師はかかる被拘禁者を毎日診察し、かかる被拘禁者又は刑事施設職員員の要求により応急手当て及び治療を行うものとする。

43.3 被拘禁者の身体的又は精神的健康が拘禁の継続によって又は拘禁条件、例え

ば、単独室拘禁によって重大な危険が生ずるときは常に、医師はその旨を刑事施設長に報告するものとする。

44. 医師又はその他の管轄官庁は次の点に関して定期的に調査し、適当な場合には他の手段によって情報を収集し、施設長に勧告するものとする。

- a. 食事と飲料水の量、質、調理及び給仕、
- b. 施設と被拘禁者の衛生及び清潔さ、
- c. 施設の衛生設備、暖房、照明及び換気、及び、
- d. 被拘禁者の衣類、寝具の適合性と清潔さ。

45.1 施設長は、本規則第43及び第44の定めるところにより医師又はその他の管轄官庁が作成した報告と提言を検討する。施設長は、その勧告を了解するとき、それを遅滞無く実行に移す措置をとるものとする。

45.2 医師の勧告が施設長の管轄外にあるか、施設長の見解と異にすると、施設長は自己の報告と医師の勧告を遅滞無く上級官庁に送付するものとする。

健康管理対策

46.1 専門医の治療を要する疾病にかかっている被拘禁者は、治療が刑事施設内で可能でない限り、相応の専門刑事施設又は公共の病院へ移送されるものとする。

46.2 刑事施設に医療施設があるとき、この医療施設はそこに移送された被拘禁者に適切な医療を施すことができるように人的にも物的にも整備がなされるものとする。

精神保健

47.1 心理的障害又は異常を患っているが、必ずしも本規則第12の適用を要しない被拘禁者の観察と治療のために、医師の指揮下にある特別の刑事施設又は部門が用

意されるものとする。

47.2 刑事施設の医療部門は、かかる治療を要する被拘禁者すべての精神医学的治療を行い、自殺の防止に向けた特別の注意を払うものとする。

その他の事柄

48.1 被拘禁者は、その同意なしにいかなる実験も受けないものとする。

48.2 傷害、心理的苦痛その他の健康障害を引き起こしかねない被拘禁者を対象とする実験は禁止されるものとする。

第4部 秩序

一般的原則

49. 被拘禁者に人の尊厳を尊重する生活条件及び本規則第25と合致した包括的活動計画を提供しつつ、保安、安全及び規律の必要条件を考慮することによって、刑事施設内の秩序は維持されるものとする。

50. 秩序、保安及び安全を考慮しながら、被拘禁者は拘禁の一般条件に関する事柄について話し合うことが許されるものとする。被拘禁者はこれらの事柄に関して刑事執行機関と話し合うことが奨励されるものとする。

保安措置

51.1 個々の被拘禁者にとられる保安措置は、その確実な収容を確保するために必要最小限の範囲にとどめられるものとする。

51.2 物理的障壁あるいはその他の技術的手段による保安は、その監督下にある被拘禁者を知っている警備職員が遂行するダイナミック・セキュリティによって補充されるものとする。

51.3 収容開始後できる限り早い時期に、被拘禁者は次の点に関する評価を受けるものとする。

- a. 万一逃亡した場合に地域社会に与える危険度、
- b. 自力で又は外部の助けを借りて逃亡しようとする危険。

51.4 次いで、個々の被拘禁者はこの危険水準に相応する保安条件の下に収容されるものとする。

51.5 必要とされる保安水準は被拘禁者の拘禁期間を通して定期的に検証されるものとする。

安全

52.1 収容開始後できる限り早い時期に、被拘禁者は、他の被拘禁者、刑事施設職員、刑事施設で働いている又は刑事施設を訪問する他の者の安全に与える危険の有無、又は、自傷の危険の有無に関する判断のために、評価を受けるものとする。

52.2 被拘禁者、刑事施設職員及び而会入の安全を保障し、暴力行為の危険及びその他の安全を損ないかねない出来事をできる限り少なくするための措置がとられるものとする。

52.3 被拘禁者にその安全を危うくすることなく日々の活動に完全に参加できるように、考えられ得る限りの努力がなされるものとする。

52.4 被拘禁者は、夜間を含み、いつでも職員と連絡が取れるものとする。

52.5 国内の健康及び安全規定は刑事施設において遵守されるものとする。

特別の高度保安・安全措置

53.1 特別の高度保安・安全措置は、規則第51及び第52で言及したそれを超え、保安又は安全に対する特定の脅威を引き起こす被拘禁者に課される措置である。

53.2 かかる措置は、例外的事例において、かつ、保安又は安全が制限の少ない措置によって維持され得る限りで適用されるものとする。

53.3 かかる措置は、被拘禁者を他の被拘禁者から分離することを含む。かかる分離は、本規則と、加えて規則第53Aの要請の対象とされるものとする。

53.4 措置の発動及び実施において従うべき手続と同様に、この措置の性質、その期間及び適用され得る根拠は、国内法により定められるものとする。

53.5 かかる措置の適用は、管轄官庁によって一定期間承認され、当該措置に異議申立てをする方法に関する情報と共に、決定書の写しが被拘禁者に提供されるものとする。

53.6 かかる措置の承認された期間を延長するためには、管轄官庁による新たな承認を必要とし、当該措置に異議申立てをする方法に関する情報と共に、決定書の写しが被拘禁者に提供されるものとする。

53.7 かかる措置は、個々人にのみとられ、被拘禁者の一群にはとられないものとする。

53.8 かかる措置は、被拘禁者が引き起こす現在の危険にのみ基づき、当該危険に比例し、当該危険に対応する必要以上の厳しい制限を含まないものとする。
(訳注1)

53.9 この措置をとられた被拘禁者は、本規則第70に定める不服申立て権を有するものとする。

分離

53A 次の規定は、特別の高度保安・安全措置として、被拘禁者の他の被拘禁者からの分離に適用される。^(訳注2)

- a. 分離された被拘禁者は、1日に少なくとも2時間、人と接する時間を与えられるものとする、
- b. 分離に関する決定は、関係する被拘禁者の健康状態及び分離の悪影響に対してより脆弱となる可能性のある障害を考慮するものとする、
- c. 分離は、その目的を達成するために必要な最短期間で使用され、その目的に沿って定期的に見直されるものとする、
- d. 分離された被拘禁者は、当該分離規定の目的を満たすために必要以上の制限を受けることはないものとする、
- e. 分離のために使用される居室は、本規則において、被拘禁者の他の収容に適用される最低基準を満たすものとする、
- f. 被拘禁者が他の被拘禁者から分離される期間が長ければ長いほど、他の被拘禁者との接触を最大化し、施設及び活動を提供することにより、分離による悪影響を軽減するための措置を講ずるものとする、
- g. 分離されている被拘禁者には、少なくとも、規則27.1及び規則27.2に被拘禁者について規定されているように、1日1時間、読書及び運動の機会を提供するものとする、
- h. 分離されている被拘禁者は、刑事施設長又は刑事施設長に代わって行動する職員が面会することを含め、毎日、面会の機会を得るものとする、
- i. 分離が被拘禁者の身体的又は精神的健康に悪影響を及ぼしている場合には、分離を停止し、又はより制限の少ない措置に置き換えるための措置を講ずるものとする、

（訳注1） 2020年改訂版で新しく加えられた。

（訳注2） 53Aは2020年改訂版で新しく加えられた。

j. 分離された被拘禁者は、規則第70に定める条件の下で、不服申立ての権利を有するものとする。

検査と制限

54.1 次の検査に当たっては、職員が遵守しなければならない詳細な手続が規定されるものとする。

- a. 被拘禁者が生活し、作業を行いその他集まるすべての場所、
- b. 被拘禁者、
- c. 面会人及びその所持物品、及び、
- d. 職員。

54.2 検査が必要となる状況及びその種類は、国内法が定めるものとする。

54.3 職員は、検査を受ける者の尊厳とその所持物品を尊重しつつ、逃亡又は禁制品の隠匿のいかなる試みも発見し、予防するような検査を実施できる訓練を受けるものとする。

54.4 検査を受ける者は、検査によって貶められてはならないものとする。

54.5 人の検査は、同性の職員によってのみ行うことが許されるものとする。

54.6 刑事施設職員は、被拘禁者の体腔を検査してはならないものとする。

54.7 検査と関連した性器検査は、医師だけが実施できる。

54.8 被拘禁者の所持物品の検査は、その立会いの下で行われるものとする。但し、検査技術又は職員に危険であることがこれを禁止する場合はこの限りではない。

54.9 保安と安全を維持する義務は、面会人の私的秘領域と衡量されるものとする。

54.10 施設に職業上の必要性から面会に来る者、例えば、法定代理人、社会福祉士、医師その他の者を制限する手続は、保安・安全及び被拘禁者との監視のない面会との間の均衡をとるべく、各職能団体との申し合わせにより定められるものとする。

犯罪行為

55. 刑事施設内で犯されたと思われる犯罪行為は、刑事施設の外で行われるのと同じ態様で捜査の対象となる。犯罪行為は国内法に従って扱われるものとする。

規律と懲罰

56.1 懲罰は最後の手段として予定されるものとする。

56.2 可能である限りいつでも、刑事執行機関は、被拘禁者との争い又は被拘禁者間の争いを解決するため、修復と調停の手法を活用するものとする。

57.1 秩序、安全又は保安を危うくしかねない行為のみを規律違反と定義してよい。

57.2 国内法は次の事項を定めるものとする。

- a. 規律違反となる被拘禁者の作為、不作為、
- b. 懲罰聴聞に際して従われるべき手続、
- c. 科することの許される懲罰の種類と期間、
- d. かかる懲罰を科する管轄官庁、及び、
- e. 不服申立て手続と不服申立て審査官庁。

58. 被拘禁者が規律違反を犯したとの主張は直ちに管轄官庁に報告され、管轄官

庁は不当に遅れることなく事実関係の調査を実施するものとする。

59. 規律違反を問われた被拘禁者は、

- a. 遅滞無くこの者に理解できる言語で詳細に反則行為の性質について告知されるものとする、
- b. その弁解の準備のために十分な時間と機会を持たなければならないものとする、
- c. 自ら弁解するか、司法のために必要とされるとき、弁護人による代理によって弁解することが許されるものとする、
- d. 証人の出席を求め、証人に質問をするか、被拘禁者の名前において質問してもらうことを許されるものとする、及び、
- e. 聴聞において使用される言語を理解できないか話せないとき、通訳の無償援助を得るものとする。

60.1 規律違反行為に基づき科せられる懲罰は国内法に合致するものとする。

60.2 懲罰の重さは規律違反行為に比例するものとする。

60.3 集団懲罰、体罰、暗室拘禁並びにその他の非人間的又は恥辱的懲罰はすべて禁止されるものとする。

60.4 懲罰は家族との接触を完全に禁止するものであってはならないものとする。

60.5 拘束具は決して懲罰に用いてはならないものとする。

60.6.a 単独室拘禁、すなわち、人と接することなく22時間以上拘禁することは、子ども、妊婦、母乳育児をしている母親又は乳児と共に刑事施設にいる両親には決して行われないものとする。
(訳注3)

(訳注3) 60.6 a～f は2020年改訂版で新しく加えられた。

60.6.b 単独室拘禁の決定は、当該被拘禁者の現在の健康状態を考慮するものとする。精神的又は身体的障害を有する被拘禁者の状態が単独室拘禁によって悪化する場合には、単独室拘禁を課してはならない。単独室拘禁が課された場合において、被拘禁者の精神的又は身体的状態が悪化したときは、その執行を終了し、又は停止するものとする。

60.6.c 単独室拘禁は、例外的な場合を除き、懲罰として課してはならず、その期間はできる限り短く、かつ、拷問又は非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰に当たるものであってはならないものとする。

60.6.d 単独室拘禁を課することができる最長期間は、国内法に定めるものとする。

60.6.e 既に最長期間を単独室で過ごした被拘禁者に対して、新たな規律違反行為のために単独室拘禁を課す場合、その懲罰は、被拘禁者が前回の単独室拘禁の期間の悪影響から回復することをまず認めない限り、実施されないものとする。

60.6.f 単独室拘禁にある被拘禁者は、刑事施設長又は刑事施設長に代わって行動する職員を含め、毎日面会されるものとする。

61. 規律違反行為で有罪とされた被拘禁者は、権限ある独立した高等機関に不服を申し立てることができるものとする。

62. いかなる被拘禁者も、施設業務で、規律維持に関与はしないものとする。

二重処罰の禁止

63. 被拘禁者に同一の行為の廉で二度懲罰を科することは許されないものとする。

有形力の行使

64.1 刑事施設職員は、正当防衛、逃亡の試み又は適法な命令に対する積極的又は消極的抵抗の場合の最後の手段として以外には、被拘禁者に対して有形力の行使をしてはならないものとする。

64.2 有形力の行使の程度は、必要最小限と必要最短期間に限定されるものとする。

65. 有形力の行使については、以下の事項に関する詳細な規定が定められるものとする。

- a. 行使の許される有形力の種類、
- b. 各種の有形力の行使が許される状況、
- c. 各種の有形力の行使の権限を有する職員、
- d. 有形力の行使の決定を下すことの許される職階、及び、
- e. 有形力の行使後に行われなければならない報告。

66. 被拘禁者と直接接する職員は、攻撃的な被拘禁者をできる限り最小限の有形力の行使で制圧できるような技術的訓練を受けるものとする。

67.1 有形力の行使の権能を有するその他の法執行機関の職員は、特別の場合にのみ刑事施設内で被拘禁者に対応することが許されるものとする。

67.2 刑事執行機関と、そのような有形力の行使の権能を有するその他の法執行機関の間に、公式の協定が結ばれるものとする。但し、その関係が既に国内法で定められているときはこの限りではない。

67.3 この協定には次の事項が定められるものとする。

- a. 紛争を解決するために、有形力の行使の権限を有するその他の法執行機関が刑事施設に立ち入ることの許される状況、

- b. 有形力の行使の権限を有するその他の法執行機関が刑事施設にとどまる間の権能、及び、かかる機関の刑事施設長との関係、
- c. かかる機関の職員が行使の許される有形力の種類、
- d. 各種の有形力の行使の許される状況、
- e. 有形力の行使の決定に必要な職階、及び、
- f. 有形力の行使後に行われなければならない報告。

拘束具

68.1 拘束具は、法律により認められるときにのみ使用されるものとし、被拘禁者により引き起こされるリスクに対処するために効果的なより制限の少ない統制の形式がないときにのみ課されることがある。^(訳注4)

68.2 拘束の方法は、引き起こされたリスクの水準及び性質に基づき、被拘禁者の動きを必要かつ適切に統制することができる最小限度の介入であるものとする。^(訳注5)

68.3 拘束具は、必要な期間のみ使用され、動きを制限しないことによって引き起こされるリスクがもはや存在しなくなればすぐに解除されるものとする。^(訳注6)

68.4 手錠、拘束衣及びその他の拘束具は次の場合を除くほか許されないものとする。

- a. 護送中の逃走を予防する措置として必要であるとき。被拘禁者が裁判所又は行政官庁に出頭したときは、拘束具は外されるものとする。但し、官庁が別の決定を下した場合はこの限りではない、又は、
- b. 被拘禁者の自傷他害又は重大な器物損壊を妨げるために、その他の保安措置では十分でないとき、施設長の命令による場合。かかる場合、施設長は直ちに医師に通報し、上級刑事執行機関に報告するものとする。

（訳注4） 2020年改訂版で新しく加えられた。

（訳注5） 同上。

（訳注6） 同上。

資 料

68.5 拘束具の使用方法は、国内法によって明記されるものとする。^(訳注7)

68.6 鎖、手・足かせ、その他本来的に品位を傷つける拘束具の使用は禁止されるものとする。

68.7 拘束具は、陣痛時、出産時及び出産直後には決して用いられないものとする。^(訳注8)

68.8 拘束具の使用は、記録簿に適切に記録されるものとする。

武器

69.1 刑事施設内での緊急事態を除いては、刑事施設職員は刑事施設の敷地内において殺傷に適した武器を携帯しないものとする。

69.2 被拘禁者と接触する者が、棍棒をはじめとするその他の武器をむき出しで携帯することは刑事施設の敷地内では禁止されるものとする。但し、この武器が具体的事例において安全と保安のために必要であるときはこの限りではない。

69.3 刑事施設職員は、使用の訓練を受けた武器しか装備してはならないものとする。

要求と不服申立て

70.1 被拘禁者は、内容を検閲されることなく、刑事施設長又は刑事施設制度内の他の機関と、再審査ないし救済の権限を与えられた司法又はその他の独立の機関^(訳注9)に対して、要求及び不服申立てを行う十分な機会を有するものとする。

(訳注7) 2020年改訂版で新しく加えられた。

(訳注8) 同上。

(訳注9) 同上。

70.2 要求及び不服申立てを解決する非公式な代替策が適切であるように思われる場合、まずその方法がとられるべきである。

70.3 不服申立てが虐待行為又はその他の重大な人権侵害に関してなされる場合、^(訳注10)非公式な方法は考慮されないものとする。

70.4 要求及び不服申立て手続^(訳注11)についての実務的情報は、すべての被拘禁者に効果的に告知されるものとする。

70.5 刑事施設における死亡事案又は虐待行為に関する不服申立ては、遅滞なく扱われ、規則第55の定める効果的な捜査を行うものとする。

70.6 すべての要求及び不服申立ては、可能な限り速やかに、かつ、被拘禁者の効果的な参加を最大限確保するプロセスを通じて処理されるものとする。

70.7 要求又は不服申立てが却下された場合、被拘禁者に対して遅滞なく理由が提供されるものとし、その決定が刑事施設長又は刑事施設制度内の他の権限者によってなされた場合、被拘禁者は、司法機関又は再審査ないし救済の権限を与えられた他の独立した機関に不服申立てをする権利を有するものとする。^(訳注12)

70.8 被拘禁者が希望する場合、内密に要求や不服申立てを行うことができるようにするための措置を講ずるものとする。^(訳注13)

70.9 被拘禁者は、要求又は不服申立てを行ったことにより、いかなる制裁、報復、脅迫、強奪又はその他の否定的な結果にさらされないものとする。^(訳注14)

（訳注10） 2020年改訂版で新しく加えられた。

（訳注11） 同上。

（訳注12） 同上。

（訳注13） 同上。

（訳注14） 同上。

70.10 被拘禁者は、個人的に又は法定代理人を通じて要求又は不服申立てを行うことができ、不服申立て手続に関する法的助言を求め、正義の利益が必要とする場合には法的支援を受ける権利を有する。^(訳注15)

70.11 不服申立ては、被拘禁者が同意しないとき、法定代理人又は受刑者支援団体によって被拘禁者の名前において行われてはならない。

70.12 管轄官庁は、被拘禁者の親族又は被拘禁者の福祉に携わるその他の人物若しくは組織が書面で行ういかなる不服申立てでも調査するものとする。

70.13 関係する刑事執行機関は、守秘義務及び安全の原則を正当に考慮しながら、なされた要求及び不服申立ての記録を保管するものとする。

第5部 管理及び職員

公務としての刑事施設労働

71. 刑事施設は行政の責任の下にあり、軍隊、警察又は刑事捜査機関から分離されるものとする。

72.1 刑事施設は、被拘禁者すべてを人道的に、かつ人に内在する尊厳を尊重して処遇することを義務づける倫理を背景に運営されるものとする。

72.2 職員は、刑事施設制度の目的について明確な認識を持つものとする。管理者は、この目的の最善の達成方法について、指導力を発揮するものとする。

72.3 職員の義務は単なる監視を超えるのであり、刑服役後の被拘禁者の再統合を

(訳注15) 2020年改訂版で新しく加えられた。

積極的ケアと支援のプログラムにより容易にする必要があることに配慮するものとする。

72.4 職員は、その職務活動に当たり、高い職業的及び人格的基準を満たすものとする。

73. 刑事執行機関は、職員に関する規定を遵守することに、高い優先順位を付けるものとする。

74. 特別の注意は、現場の刑事施設職員とこの世話を受けている被拘禁者の間の関係に向けられるものとする。

75. 職員は、被拘禁者が職員の実例によって積極的影響を受け、職員を尊敬するようにいつでも振舞い、その義務を履行するものとする。

刑事施設職員の選任

76. 職員は入念に選任され、初任の時及びその後も適切な研修を受けるものとする。その給与は専門職に見合うものであり、社会において尊敬される社会的地位を保障するものとする。

77. 職員を新規採用するに当たっては、刑事執行機関は、要求される多面的任務を遂行するための誠実さ、人間性、職業能力及び人格特性に最大の価値を置くものとする。

78. 刑事施設の専門職員は、通常、常勤で任用されなければならない、雇用を保障された公務員の身分を有するものとする。但し、良い振舞い、能率、健全な身体的、精神的健康及び適切な教育水準が必要条件である。

79.1 給与は、適格な職員をひき止めておくに十分なものとする。

79.2 その他の手当て及び勤務条件は法執行機関としての労働を反映するものとする。

80. 非常勤職員を雇用する必要があるときは、相当な限り、上記の基準が準用されるものとする。

刑事施設職員の研修

81.1 任務に着く前に、職員は、一般及び特別の義務についての研修を受け、理論及び実践の試験に合格するものとする。

81.2 施設管理者は、職員がすべてその在職中、定期的に組織される現職教育に参加して、自己の知識と専門的能力を維持、向上させるよう保障するものとする。

81.3 特別の被拘禁者群、例えば、外国籍の者、女子、少年又は精神障害のある被拘禁者等を処遇する職員は、その専門的活動のために特別の研修を受けるものとする。

81.4 職員全員の研修は、国際的及び地域的人権文書・基準、特に、人権及び基本的自由の保護に関する条約（ETS No.5）、拷問及び他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（ETS No. 126）を教示すること、並びに、欧州刑事施設規則の適用を教示することを含むものとする。

刑事施設管理

82. 職員の選任、任用に当たっては平等処遇の原則が遵守されるものとする。特に、性別、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の見解、国又は社会的出自、国内の少数派に属すること、財産、出生又はその他の基準を理由とする差別をしてはならない。

83. 刑事執行機関は、次のような組織形態及び指揮系統を導入するものとする。

- a. 十分な人員が配置されていることを確保し、刑事施設内の安全で安心な環境を維持し、本規則の規定を含む国内法および国際法の要件を満たすために、刑事施設が常に高い水準で運営されることを保障すること、
- b. 運用上の緊急事態に耐え、早期に通常の水準に回復することができること、^(訳注16)
- c. 刑事施設相互間、個々の刑事施設の異なった職種相互間の良好な情報交換、刑事施設の内外で被拘禁者のために活動する機関、特に、被拘禁者の処遇と社会への再統合に関わる機関相互間の適切な協調を促進すること。

84.1 いかなる刑事施設も、性格、管理能力並びに相応の職業教育及び経験からして任務に適している施設長を任用するものとする。

84.2 施設長は専任任用され、施設長はその全労働力を公務に尽くすものとする。

84.3 刑事執行機関は、どの刑事施設も常に施設長、施設長代理又は他の権限を有する者の監督下にあるように保障するものとする。

84.4 一人の施設長が複数の施設の責任者であるとき、各施設はもう一人の責任を有する者の監督下にあるものとする。

85. 女子刑事施設職員と男子刑事施設職員の人員は均衡を図るものとする。

86. 管理者は、職員と一般的な事項、特に、労働条件に関する事項について、団体として職員と話し合うための取り決めを設けるものとする。

87.1 管理者、職員、外部の機関及び被拘禁者の間にできる限り最良のコミュニケーションを促進するような体制を整えるものとする。

(訳注16) 2020年改訂版で新しく加えられた。

87.2 施設長、幹部及び過半数の職員は、被拘禁者の最大言語又は被拘禁者の過半数の者が理解する言語が話せるものとする。

88. 民営刑事施設においても本欧州刑事施設規則が適用されるものとする。

専門職

89.1 職員には、できる限り、精神科医、心理学専門家、社会福祉士、教師、職業教育者及び運動・スポーツ教師といった十分な数の専門職を加えるものとする。

89.2 できる限り、適当な非常勤職員又は篤志家が被拘禁者の処遇に貢献するように奨励されるものとする。

公衆への配慮

90.1 刑事執行機関は、一般の人々に社会における刑事施設の役割をよりよく理解してもらうために、刑事施設制度の目的、刑事施設職員の仕事について一般の人々に継続的に情報提供するものとする。

90.2 刑事執行機関は、適切である限り、一般の人々に刑事施設において篤志家として仕事をしてもらうように奨励しなければならない。

研究及び評価

91. 刑事執行機関は、刑事施設の目的、民主主義社会におけるその役割及び目的達成度に関する研究・評価計画を支援するものとする。

第 6 部 視察及び監視

視察

92. 刑事施設は、国内法、国際法及び本規則の諸規定の要請に合致した運営がなされているかの調査を受けるために、定期的に国の機関によって視察されるものとする。

独立の監視

93.1 拘禁の条件及び被拘禁者の処遇が国内法及び国際法の要件並びにこの規則の規定を満たすことと、被拘禁者の権利及び尊厳が常に維持されることを保障するため、刑事施設は、指定独立機関又は団体により監視され、その結果は公表されるものとする。

93.2 上記の独立機関は、次のことが保障されるものとする。^(訳注17)

- a. 監視活動を行うために必要な、すべての刑事施設及び刑事施設の一部、並びに要求や不服申立てに関するもの、拘禁条件や被拘禁者の処遇に関する情報を含む刑事施設の記録へのアクセス、
- b. 自ら主導して抜き打ちで訪問することも含み、どの刑事施設を訪問するか、どの被拘禁者と面談するかを選択すること、
- c. 被拘禁者や刑事施設職員との個人的で完全な秘密厳守のインタビューを行う自由があること。

93.3 被拘禁者、刑事施設職員、その他のいかなる者も、独立した監視機関に情報を提供したことを理由に、いかなる制裁も受けないものとする。^(訳注18)

93.4 独立機関は、刑事施設を訪問する法的権限を有する国際機関と協働するもの

（訳注17） 2020年改訂版で新しく a～c が加えられた。

（訳注18） 2020年改訂版で新しく加えられた。

資 料

とする。

93.5 独立した監視機関は、刑事施設当局及びその他の権限ある機関に勧告を行う
権限を有するものとする。^(訳注19)

93.6 国家機関又は刑事施設当局は、合理的な時間内に、当該勧告に関して行われ
ている措置について、これらの機関に報告するものとする。^(訳注20)

93.7 モニタリングレポート及びその回答は公表されるものとする。^(訳注21)

第7部 未決拘禁者

未決拘禁者の地位

94.1 本規則の意味において、未決拘禁者とは、裁判、有罪判決又は量刑の前に司
法官庁により拘禁されている者のことをいう。

94.2 国は、有罪判決と量刑を宣告された被拘禁者も、その上訴手続が最終的に完
了していない限り、未決拘禁者とみて差し支えない。

未決拘禁者への対応

95.1 未決拘禁者の管理体制は、その者が将来犯罪行為の廉で有罪判決を下される
可能性があるということによって影響されてはならない。

95.2 第7部に定める規則は未決拘禁者のための付加的保障措置を定めるものであ

(訳注19) 2020年改訂版で新しく加えられた。

(訳注20) 同上。

(訳注21) 同上。

る。

95.3 未決拘禁者の処遇に当たって、刑事執行機関は被拘禁者すべてに適用される規定により導かれるものとする。刑事執行機関は未決拘禁者に、これらの規定に定められた様々な活動に参加することを許されるものとする。

収容

96. できる限り、未決拘禁者は単独室収容の選択肢を与えられるものとする。但し、共同室収容の方が未決拘禁者のためになる、又は、裁判所が特定の未決拘禁者の収容方法を命令したときはこの限りではない。

衣類

97.1 未決拘禁者は、適切な自己の衣類の着用を許されるものとする。

97.2 適切な自己の衣類を所持していない未決拘禁者は、衣類を給与されるものとする。この衣類は受刑者の着用する制服と同一のものであってはならないものとする。

法律相談

98.1 未決拘禁者は、法律相談の権利について明確に告知されるものとする。

98.2 未決拘禁者には、自己の防御を準備し、その法定代理人と話し合えるのに必要なすべての便宜が図られるものとする。

外部との接触

99. 個別事案において、司法官庁が一定期間を予定した特定の禁止をしていない限り、

資 料

- a. 未決拘禁者は受刑者と同様に面会を受け、その家族、その他の人々と連絡を取ることが許され、
- b. 未決拘禁者はその他の面会を受け、その他の連絡手段をもつことが許され、及び、
- c. 未決拘禁者は書籍、新聞及びその他の報道媒体の利用を保障されるものとする。

作業

100.1 未決拘禁者は作業の機会を与えられるものとする。しかし、未決拘禁者には作業義務はない。

100.2 未決拘禁者が作業を選択したときは、報酬に関する規定をはじめとして、本規則第26の規定はすべて適用されるものとする。

受刑者処遇の利用

101. 未決拘禁者が受刑者のための規定に従った処遇を要求するときは、刑事執行機関はできる限りこの要求に応えるものとする。

第8部 受刑者

行刑の目的

102.1 被拘禁者すべてに適用される規定に加えて、行刑は、受刑者が社会的責任感を持ち、犯罪を犯すことのない生活を送ることができるように構成されるものとする。

102.2 拘禁刑は自由の剥奪そのものによる刑罰である。それ故、行刑は、拘禁刑に伴わざるを得ない苦痛を悪化させてはならないものとする。

行刑の遂行

103.1 行刑は、人が受刑者としての地位をもって刑事施設に収容されると、直ちに開始されるものとする。但し、行刑が既に開始されているときはこの限りではない。

103.2 収容開始後できる限り早く、受刑者に関して、その生活状況、行刑計画及び釈放準備計画についての報告書が作成されるものとする。

103.3 受刑者は、その個別の執行計画の作成に参画するように奨励されるものとする。

103.4 この計画はできる限り次の措置を含むものとする。

- a. 作業、
- b. 教育、
- c. その他の活動、及び、
- d. 釈放準備。

103.5 ソーシャルワーク、医療及び心理学的ケアも行刑の処遇措置に含めることができる。

103.6 受刑者のための全体的な体制の不可欠な部分として、外出の制度があるものとする。

103.7 被拘禁者は、その同意があれば、修復的正義及びその犯罪行為の原状回復の計画に組み込まれることができる。

103.8 終身拘禁及びその他の長期拘禁を科せられた受刑者のための適切な行刑計画及び執行の構成に特別の注意が向けられるものとする。

受刑者拘禁の組織的側面

104.1 できる限り、かつ本規則第17の要請に従い、様々な被拘禁者群の様々な行刑形態を遂行するために、特別の刑事施設又は刑事施設内の特別の部門が用意されるものとする。

104.2 個別の執行計画を作成し定期的にこれを点検する手続が定められるものとする。その際、適切な報告書及び被拘禁者を担当する関係職員間の詳細な協議が考慮されるべきであり、できる限り、当該被拘禁者の主張を聴くものとする。

104.3 この報告書は、常に当該被拘禁者を直接担当する職員の報告を含むものとする。

受刑者の作業

105.1 体系的作業計画は、受刑者のための行刑目的の達成に役立つものとする。

105.2 通常の年金生活年齢にまだ達していない受刑者には、医師の判断する身体的、精神的適性に相応する作業を義務付けることができる。

105.3 受刑者に作業義務が課せられるとき、作業条件は外部社会に適用される基準と監督に対応するものとする。

105.4 受刑者が作業時間中に教育又はその他の執行計画に定められた処遇措置に参加するとき、作業と同様の報酬が支払われるものとする。

105.5 裁判所が命令するか又は当該受刑者が同意するとき、受刑者は、報酬の一部またはそれから得た貯金を原状回復のために使用できる。

受刑者の教育

106.1 受刑者の全般的教育水準を向上させ、社会的責任をもって犯罪を犯すことのない生活を送るという目的を有した、技能訓練をはじめとした体系的教育計画が、行刑の中心的役割を果たすものとする。

106.2 受刑者はすべて教育、訓練計画に参加するよう奨励されるものとする。

106.3 受刑者の教育計画は刑期に合わせられるものとする。

受刑者の釈放

107.1 受刑者は、釈放される前の早い時期に、刑事施設における生活から社会において犯罪を犯すことのない生活への移行ができるようにする措置及び特別の計画によって支援されるものとする。

107.2 特に、比較的長期の拘禁刑に処された受刑者の場合には、社会への段階的復帰が可能となるような配慮がなされるものとする。

107.3 この目的は、刑事施設で行われる釈放準備計画、又は、効果的社会的支援を伴う監督付の部分的又は条件付釈放によって達成できる。

107.4 刑事執行機関は、受刑者すべてに、特に家族及び就業に関して社会への再統合をできるようにするため、被釈放受刑者を監督し支援する機関と密接に協働するものとする。

107.5 かかる機関の代表者は、刑事施設及び受刑者と必要な接触がすべてでき、受刑者に釈放準備とアフターケアプログラムの計画について支援ができるものとする。

第9部 本規則の更新

108. 欧州刑事施設規則は定期的に更新されるものとする。

(大谷 彬矩)

【付記】 本稿は、JSPS科研費（22K13304、20H01433）の助成による研究成果の一部である。